

広報としま



3月号 No.196

2012 March
<http://www.tokara.jp/>



各島で本土復帰60周年の記念植樹が行われました～写真は宝島の記念植樹の様子～



Cover: 本土復帰 60 周年記念植樹

- 02-03 本土復帰 60 周年記念植樹・講話
- 04 十島村長・村議会議員選挙
- 05 パソコン・インターネット教室報告
- 06-07 | ターン紹介
- 08 畜産組合法人化・軽自動車手続き
- 09 税申告・滞納／交通災害共済
- 10 農林水産業振興支援補助金
- 11 ペットの正しい飼い方
- 12-13 住基カード／としま会館取壊し
- 14 バックホー等運転技術講習案内
- 15 窓口延長市町村のお知らせ
- 16 定期船予定表／遊休農地／香典返し

ー本土復帰60周年を記念し、各島で記念植樹が行われましたー

60周年記念植樹について

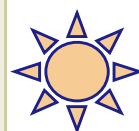
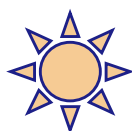
平成24年2月4日、十島村が米軍政下から日本に復帰した60周年を記念し、各島で住民の手で記念植樹が行われました。各島の植樹場所と樹木の種類は、以下のとおりです。

島 名	樹 木 の 種 類	本 数	植 樹 場 所
口之島	サンゴジュ	2本	フリイ岳、カワ、北緯30度線
	月桂樹	1本	
	フェイジョア	2本	
中之島	オリーブ	2本	児童公園
	フェイジョア	2本	
平島	緋寒桜	2本	学校の正門前
	大島桜	8本	
諏訪之瀬島	緋寒桜	3本	旧診療所庭
悪石島	緋寒桜	1本	コミセン、学校
	大島桜	8本	
	オリーブ	1本	
小宝島	ハマヒサカキ	24本	児童公園内
宝島	緋寒桜	5本	コミュニティセンター周辺
計		61本	



60周年記念各島村民集合写真について

役場階段の壁に各島で撮影した60周年の記念集合写真を掲示しております。本庁にお立ち寄りの際は、是非ご覧ください。



ー平成24年2月10日、「十島村」の発足60周年を受け、本庁会議室にて村長講話が行われましたー

昭和27年2月4日政府は、政令第13号、俗に言うポツダム政令により、「十島村（北緯30度以南の下七島のじっとうそん）」から大島郡「十島村（としまむら）」とし、地方自治法の適用を同年2月10日より認め、発足させました。その日から60年後の2月10日、本庁会議室にて職員に向け、村長講話が行われました。

講話の中では十島村発足当時の財政難の話があり、村の収入がない中、港の使用料などのわずかな収入で厳しい行財政運営が行われていたことや、当時と比べると豊かになったものの依然として厳しい行財政運営が予想される中、職員1人1人のスキルアップが求められることなどが話されました。

【年表抜粋・十島村誌より・】

- 昭和21年（1946年） 二月、連合国軍総司令部の命で、北緯30度で上3島と分離し軍政下に置かれた。軍政下の大島諸島は、本土とほとんど内容を同じくする「市町村制」が施行されていた。十島村は、下7島で「十島村（じっとうそん）」となった。
- 昭和26年（1951年） 2月から4月にかけて十島村でも本土復帰運動があり、その署名は、1970人に及んだ。
- 昭和27年（1952年） 2月4日、十島村（下7島のじっとうそん）が本土に復帰し、2月10日から（としまむら）として発足した。上3島は、同日三島村（みしまむら）として発足した。

▽村長講話の様子



口之島において消防ポンプ操法現地指導会が行われましたー

2月16日（木）、鹿児島市消防局及び和田消防分団（鹿児島市）による、消防ポンプ操法現地指導会が開催されました。これは、毎年鹿児島市で開催される消防ポンプ操法競技大会の優勝分団を本村若しくは三島村に派遣していただき、現地にて技術訓練や指導を行うとともに団員同士の交流を深める目的で開催されています。参加した団員らも日頃なかなか見ることで

できない高い技術と丁寧な指導に、ポンプ操法及び動作の技術向上はもちろんのこと、有事に備えた日頃の訓練の重要性を再確認する大変有意義な指導会になりました。



十島村長・村議会議員選挙(平成 24 年 4 月 29 日執行予定)

平成 24 年 5 月 15 日に任期満了となる村長と平成 24 年 6 月 9 日に任期満了となる村議会議員の選挙を平成 24 年 4 月 29 日(日)に同日に執行する予定です。

有権者の皆さまにおかれましては棄権することのないよう選挙制度へのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これら選挙へ立候補を予定されている方におかれましては、立候補届出関係書類を発送しますので、(総務課内) 選挙管理委員会事務局までご請求ください。立候補届出書類の記載要領等の説明会(TV会議システム利用)、立候補届出書類の事前審査の日程につきましては、書類の発送時に立候補予定者の方にのみ通知しますのでご請求漏れなどないよう早めにお申し出ください。

立候補の届け出には、候補者自らの戸籍の証明等事前に準備するものもございますので、十分ご注意ください。(書類不備により、当日受付できない事態が起きないように事前審査を受けましょう。)

＜投開票に関する主な日程（予定）＞

項 目	期 日	時 間	場 所
告示日（立候補受付）	4 月 24 日	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	口之島地区コミュニティセンター
期 日 前 投 票	4 月 25 日から 4 月 28 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで	口之島地区コミュニティセンター
	4 月 25 日から 4 月 26 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで	十島村役場
投 票	4 月 29 日	午前 7 時から 午後 4 時まで	各島投票所
開 票	4 月 30 日	午前 8 時 30 分から	口之島地区コミュニティセンター



なお、病院等への入院による不在者投票は、郵便等での手続きに時間を要することから、不在者投票を出来る期間が非常に短いので、不在者投票の対象となられる可能性があるという方につきましては、出来る限り早期に（総務課内）選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

選挙期間中は、フェリーとしまは特別日程となります。ご迷惑をおかけしますが選挙制度へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

十島村選挙管理委員会（総務課内）

TEL 099-222-2101

ーパソコン・インターネット教室の報告ー

平成23年8月から12月に掛けてパソコン・インターネット教室を全島で開催し無事終了することが出来ました。台風などにより日程がずれたにも拘わらず多くの住民の方に参加して頂いてありがとうございました。参加された皆様は熱心に講師の話に耳を傾け実習も真剣に取り組まれていました。この教室にてインターネットの奥の深さを皆様も感じて頂いたかと思います。インターネットは便利な道具ですが一歩間違えると危険な道具にもなります。注意を払いつつ利用すれば全世界の情報を入手することも全世界へ情報を発信することもできます。今回の教室で少しでも皆様のお役に立てればとの思いで終了することが出来ました。今後また開催の折りは多くの皆様の参加をお待ちしております。

(一電算専門員 濱田誠吾一)

●参加人数 (テキスト学習含む)

	延べ人数	実人数
・PC教室	155名	81名
・インターネット教室	79名	71名



▽開催のようす▽

?あなたのパソコンは大丈夫ですか?

●狙われている個人情報



パソコンでインターネットを利用していると、さまざまなID（ユーザー名）・パスワードを使います。またオンライン決済などを利用すれば、自宅の住所や電話番号、口座番号・暗証番号、クレジットカード情報などもインターネットから入力することになります。

このような個人情報には高い価値があるため、インターネットで個人情報を不正に入手しようとする犯罪者も後を絶ちません。個人情報を盗まれてしまうと、なりすまし行為などで多大な被害を受ける恐れがあります。そんな悪質なウィルスが常にあなたを狙っています。

●被害に遭わない為にはウィルス対策ソフトは必須です

購入したパソコンには、ウィルス対策ソフトが予め入っていますが、期限があるのが殆どです。そして期限切れのままパソコンを使用されている方が多くいらっしゃいます。ウィルス対策ソフトなしではどんな被害に遭うか分かりません。ウィルス対策ソフトは必ず必要です。

●無料で使える Microsoft Security Essentials(MSE)



Microsoft Security Essentials (MSE) とは、マイクロソフトが無料で提供しているウィルス対策ソフトです。

無料ということで基本的なウィルス対策のみですが、ウィルス対策がなされていないよりはこれで良いかもしれません。

対応OS : Windows XP、Windows Vista、Windows 7

【無料ダウンロード】マイクロソフト「Microsoft Security Essentials(MSE)」

マイクロソフトの無料ウィルス対策ソフト「Microsoft Security Essentials (MSE)」は以下のサイトから無料でダウンロードできます。検索ソフトで「MSE ダウンロード」で検索するかまたは以下のアドレスを入力します。

http://www.microsoft.com/ja-JP/security_essentials/default.aspx

ラへ!

【十島村新規定住者ご紹介】

ここでは、本村に1・リターンされた方々をご紹介します。
今回は、口之島の長谷川さん、竹島さん、中之島の中島さん、
宝島の高木さんをご紹介します。



Q、これからの目標、夢を教えてください。
農業を主体に生計を建て、特産品の加工等にも力を入れ頑張りたいと思います。夢は長男と農業を頑張りたいです。

Q、定住の決め手を教えてください。
若い頃より農業に興味があり50歳くらいまではと探していました。そこでトカラインターフェースの募集を見て、家族を連れて行った所、手つかずの大自然と島の方々の優しい気質に触れ決めました。只、子供の事を考えると学校の事等、妻と協議しましたが家族を説得して単身12月から移住しています。

【口之島】

長谷川 裕起さん

(46 歳)

～平成 23 年 12 月移住～



【口之島】

竹島 隆司さん

(39 歳)

～平成 23 年 12 月移住～



Q、定住の決め手を教えてください。

30歳を過ぎてから、よくTVで田舎暮らしの番組を見ていて、私も自然や海で魚釣りをするのが大好きなので応募しました。そして長谷川さん家族と一緒に口之島を訪れてすごくいい所だと思ったからです。海はものすごく綺麗で、野生牛やトカラヤギなど自然豊かだったからです。そして、いろいろな畑を見せて頂き農業をやってみたいと思ったからです。

Q、これからの目標、夢を教えてください。

口之島でいろんな作物をつくり、口之島の名産品を全国の人達に知って頂きたいと思っています。その為にも品質よく長持ちする作物、そして加工してそのまま食べれる品を作りたいと思っています。あと農業以外にも畜産や水産にも興味があり、いろんなことに挑戦したいと思っています。この口之島で子供もつくり、その子供達にも農業、水産、畜産など私が学んだことを引き継いでいってもらいたいと思っています。

Q、最後に、何か一言お願いします。

この口之島で農業していくのですが、作物をつくり出荷するのにフェリー代が高いと聞いているので、あまり儲けがないと思うので、作物を作って送る際、フェリー代をもっと安くしてほしいと思います。

ようこそトカ

【中之島】

中島さん一家

中島 武広 (51 歳)

子・大志 (6 歳)

子・礼人 (5 歳)

～平成 24 年 1 月移住～



Q、定住の決め手を教えてください。

長男が小学校に入学しましたが少し勉強もついていけてなかったのが悩んでいた時に、諏訪之瀬島にイターンされた家族の事をテレビで見で、すぐに十島村役場に問い合わせをしたら一度遊びに来られたらどうですかと言ったので島に遊びに来ました。島を観光して、自然の豊かさに感動して、この島で焦らず、のびのび子供を育てようと移住をきめました。

Q、これからの目標、夢を教えてください。

今は農業を勉強中ですが、早く一人前になって子供に自分が作った野菜を食べさせたいです。それと子供達がこの自然の中でどのように育つのか今からわくわくする気持ちと、のびのびと心豊かに育つように楽しみながら育てたいです。

Q、最後に、何か一言お願いします。

中之島に移住して一カ月半がたちました。島民の方々に優しく接していただき、とてもありがたく思っています。子供たちはうるさくてわがままを言ったりし、ご迷惑をお掛けしますが、これからも宜しくお願い致します。

【宝島】

高木さん・山本さん

高木 義浩 (28 歳)

山本 千秋 (29 歳)

～平成 23 年 12 月移住～



Q、定住の決め手を教えてください。

宝島へは何度か遊びに来たことがあり、いつかこの島で暮らしたいという気持ちがありました。体験入村を経て、島民の方々のあたたかさ、宝島の環境の良さを改めて実感し、宝島に住むことを決めました。

Q、これからの目標、夢を教えてください。

宝島に来るまでは都会での暮らしだったので、この島で生活すること、生きていく上で必要なことが、私達にとっては初めてのことばかりです。まずはどんなことにも積極的に参加することだと思っています。

ます。そして一日でも早く島の一員として役割を担っていける存在になればと考えています。

Q、最後に、何か一言お願いします。

宝島島民のみなさま、役場の皆様、すべての方々のあたたかいご支援のお蔭で、十島村民、宝島島民としてスタートすることが出来ました。ありがとうございます。そして今でも日々お世話になりっぱなしですが、早く私達からも色々なことを発信していけるように頑張りますので、これからもどうぞよろしくお願い致します。



△十島村畜産組合創立総会での集合写真

ートカラ畜産組合が 法人として発足しましたー

平成24年1月19日、役場本庁会議室にて十島村畜産組合創立総会が開催され、平成24年2月1日から、十島村畜産組合が「農事組合法人トカラ畜産組合」という名称で法人化することが決まりました。今まで、農協(JA)がない自治体の措置として、役場で農協事務を行っていましたが、法人化することにより、役場との事務分掌及び会計処理の明瞭化を図ることが狙いです。

(※法人化により、住民の皆様へのやり・手続等での変更はありませんのでご安心ください。)

軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録されている、バイクや軽自動車などの所有者に対して課税されます。

たとえ3月31日までに、車両の廃棄や他人への譲渡を行っていても、同日までに総務課、各島出張所、若しくは軽自動車連合会にて**廃車、譲渡申告などを行っていないければ、昨年どおり平成23年度の軽自動車税が課税され、税金が発生してしまいます。**

廃棄や譲渡を行った方で、申告書の提出がお済みでない方は、役場・出張所にてお早めに手続きを行ってください。

過去にも廃車・譲渡申告を行っておらず、課税された件が何件かありますので、くれぐれも手続き漏れのないようご注意ください。ご不明な点は総務課税務係にお問い合わせください。

軽自動車の
廃車手続き
名義**変更**は
お済みですか？

原付等の新規取得・名義変更の際

<軽自動車税申告書(下図)>

原付等の廃車の際

<軽自動車税廃車申告書(下図)>

とナンバープレートをご提出ください。

※役場で手続きができるのは、原付・バイク(125cc以下)・ミニカー・小型特殊自動車です。それ以外の軽自動車については、軽自動車検査協会へお尋ねください。

【 軽自動車検査協会鹿児島事務所 】

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-38 TEL 099-262-0606

村県民税、所得税等の 確定申告書提出期限は 3月15日(木)までです！！



申告漏れにご注意くださいー

村県民税、所得税の確定申告書は、皆様の村県民税、国民健康保険税、介護保険料などを決定する資料となるばかりでなく、他機関への各種申込みや税務証明書の発行など、様々な場面で必要となる重要書類の基礎となるものです。まだ、提出がお済みで無い方は、申告漏れや誤り等がないよう期限までに確実に申告してください。

申告書提出、受付については、これまで同様、役場総務課、各島出張所において3月15日迄行っています。

100%受付完了、及び期間内申告にご理解とご協力をお願い致します。

村税等各種料金の 100%収納完了に ご理解とご協力をお願いします。

介護保険料	国民健康保険税	水道使用料	軽自動車税	固定資産税	村県民税
未納額 164 千円	未納額 749 千円	未納額 71 千円	未納額 74 千円	未納額 1,048 千円	未納額 1,710 千円

平成23年度 2月末現在

納税はお済みですかー

本村において、貴重な自主財源である村税等各種料金の滞納金や、義務を果たさず、権利だけを主張する滞納者を放置しておくことは、村財政に悪影響を及ぼすだけでなく、納期限内に納付し、遅延無く納税義務を果たされた大多数の皆さんに對して公平性を欠くこととなります。

その対策として村では村税等各種料金において滞納がある場合、村が単独で交付、支給する一部の補助金、貸付金、及び賃金等の支給において停止、制限することとしています。

滞納税等のある方は、早急且つ確実に納入していただきますよう宜しくお願い致します。

少ない負担、大きな安心 ・ ～交通災害共済～

交通災害共済で、 突然の事故に備えましょう。

この共済は年齢、健康状態を問わずにどなたでもご加入いただける交通災害共済です。

入院はもちろんのこと通院も保証され、交通事故によって生じた死亡、障害、入院、通院について、最高500万円の共済金が支払われます。

お一人当りの掛け金は500円です。交通事故に備え、交通災害共済に加入しましょう。

詳しくは役場総務課まで お問い合わせください。

【保証される主な事故の範囲】

- ・ 自動車・電車・飛行機など交通機関に搭乗中の事故
- ・ 運行中の自動車・電車など交通機関との衝突・接触による事故
- ・ 駅構内（改札口の内側）での不慮の事故
- ・ 道路通行中の建造物などからの落下物による事故
- ・ 道路通行中の爆発などによる事故

農 林 水 産 業 振 興 支 援 補 助 金 に つ い て

ー昨年度より農林水産振興のために、出荷に係る経費・運賃の補助を実施していますー

【農林水産業振興支援の流れ】

- 1 農林水産物等生産者登録書（第1号様式）にて登録する
- 2 登録が完了したら、補助交付申請書・事業計画書を提出する。
- 3 当該年度分の出荷等が終了したら、事業実績報告書・補助金交付請求書・事業実績書・
出荷の状況がわかる書類（領収書・明細書）を提出する。
- 5 上記の実績報告書を審査し、補助金の交付となります。

※申請様式一式は、出張所に備え付けてあります。

※申請書様式は、十島村ホームページ【暮らしー生活環境】にも掲載しております。

【提出期限】

補助申請をされる方は、平成 24 年 3 月 31 日までに十島村経済課まで提出してください。

【対象品目】

生 産 出 荷 経 費 支 援	サンセベリア	20 円以内/出荷本数	出 荷 運 賃 助 成	サンセベリア	定期船運賃 100 円以内/1オ
	ビワ	278 円以内/出荷kg		ビワ	
	田イモ	30 円以内/出荷kg		田イモ	
	ラッキョウ	63 円以内/出荷kg		ラッキョウ	
	ツワブキ	13 円以内/出荷kg		ツワブキ	
	タンカン	40 円以内/出荷kg		タンカン	
	スイートスプリング [®]	40 円以内/出荷kg		スイートスプリング [®]	
	しょうこう	56 円以内/出荷kg		しょうこう	
	バナナ	146 円以内/出荷kg		バナナ	
	ドラゴンフルーツ	204 円以内/出荷 kg		ドラゴンフルーツ	
	天 草	40 円以内/出荷 kg		天 草	
	キンカン	62 円以内/出荷 kg		キンカン	
	バレイショ	47 円以内/出荷 kg		バレイショ	
	ショウガ	38 円以内/出荷 kg		ショウガ	
	ニンニク	117 円以内/出荷 kg		ニンニク	
	大名タケノコ	42 円以内/出荷kg		大名タケノコ	
	燃料タンクの 輸送運賃	燃料輸送に要した定期船の 運賃 1/2 以内		十島村漁協を通して 出荷した魚等	
	十島村漁協 出荷手数料	十島村漁協の手数料 相当額 10/10		フェリーとしまを利用 して出荷した自然海 塩等	

ペットの正しい飼い方

～飼い主が守るルールとマナー～

ペットは、私たちの生活に安らぎや潤いを与える動物です。しかし、飼い方を間違えれば、トラブルやほかの人の迷惑になり、なによりペットを不幸にしてしまうことになります。飼い主は、犬や猫が健康で生きられるように、責任と愛情をもって、飼育・管理することに努めなければなりません。

○犬の正しい飼い方○

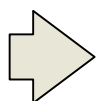
- ・犬はマナーを守って、他人に迷惑をかけないように飼いましょう。
- ・しつけはきちんと行い、鳴き声などで近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・放し飼いは禁止されています。必ずつないで飼いましょう。
- ・ふんは、飼い主が責任をもって始末しましょう。散歩のときは、ビニール袋などを用意しましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の犬には登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。鑑札は必ず犬につけ、注射済票を家の入口などに表示するようにしましょう。

狂犬病予防注射は、毎年、住民健康診断便にあわせて、島ごとに集団注射を実施しています。

こんなときは届出が必要です。



- ・飼い犬が死亡したとき
- ・住所が変わったとき
- ・飼い主が変わったとき

○猫の正しい飼い方○

猫にはつないでおくことの義務や登録の義務はありません。それだけに飼い主の知らないところで他人に迷惑をかけている場合があります。ほったらかしにせず、責任をもって飼うようにしましょう。

- ・ゴミあさりを防ぐため、エサは十分に与えましょう。
- ・排便のしつけをしましょう。
- ・飼い猫の証として首輪をしましょう。
- ・避妊や去勢手術につとめましょう。

野ねこにエサを与えないようにしましょう。

飼い主のわからないねこにえさを与え続けることは、地域にたくさんのねこが居着き、排泄物による異臭や、庭・畑荒らしなどの近隣の迷惑になっていることがあります。野良ねこにはえさをやらないようにしましょう。

住民基本台帳カードの交付手続

○「住民基本台帳カード」とは・・・

住民基本台帳カード（住基カード）とは、市町村が交付する安全性に優れた IC カードです。写真付きと写真なしの 2 種類があり、写真付きタイプは、さまざまな場面で公的な身分証明書として利用できます。

また、公的認証サービスをご利用することで、ご自宅や職場から様々な行政手続きができます。（公的認証サービスは、住基カードを作成した方のみ対象となります。）

○ 申請者

- ・本人（15 歳未満及び未成年は除く）
- ・法廷代理人（親権者、未成年後見人または成年後見人※詳しくはお問い合わせください。）
- ・任意代理人（入院中、長期出張中等やむを得ない理由により本人が窓口に来られないと認められる場合のみ。詳しくは、住民課村民室までお問い合わせください。）

○ 必要なもの

- ・官公庁発行の身分証明書 2 点以上（運転免許証・パスポート等）
- ・顔写真 1 枚（上半身、無帽、正面、無背景で 6 ヶ月以内に撮影した縦 4.5cm×横 3.5cm のもの）若しくは、住民課窓口にて無料でデジタルカメラでの撮影を行っております。

※ 写真付きの住基カード希望者のみ必要。

- ・数字 4 桁の暗証番号（発行時に暗証番号を設定します。）
- ・印鑑

写真付き住基カードは、運転免許証を持っていない人や返納された人などに、身分証明書として利用できます。

例：○金融機関の窓口で口座を新規開設するとき。○10 万円を超える現金振り込みを行うとき。○窓口で住民票や戸籍謄本等の証明書等の写しの請求をするとき。○パスポートの申請を行うとき。

○ 手数料

- ・500 円

公的個人認証サービスの利用をはじめませんか

○ 公的個人認証サービスとは・・・

公的個人認証サービスとは、電子証明書を取得して、インターネットを通じて行政手続き等を行うサービスです。インターネットで他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能を、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するものです。

この公的個人認証サービスを利用することによって、ご自宅などのパソコンから様々な行政手続き等を行うことができます。

※ 利用するには住民基本台帳カードと PC 環境・IC カードリーダーが必要になります。

○ 電子証明書の取得

電子証明書とは、インターネットを利用したデータのやり取りにおいて、電子上の身分証明書（運転免許証・パスポート等）のように本人確認の役割を果たすものが電子証明書と呼ばれています。

電子証明書は、他人に不正使用されないよう市区町村窓口で利用者本人の住民基本台帳カード（住基カード）に記録されます。

（発行交付手数料として、住基カードは 500 円、電子証明書の手数料は 500 円必要となります。）

○ 必要なもの

- ・電子証明書発行申請書（住民課窓口にあります。）
- ・住民基本台帳カード
- ・官公署発行の顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポート・顔付きの住民基本台帳カード）
- ・印鑑（認印をご用意ください。）

○ 申請者

- ・本人（代理申請の場合は委任状が必要です。）

○ 公的個人認証サービスはこんなときに便利です。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して、自宅のパソコンから確定申告等の申請ができます。また、鹿児島電子申請共同運営システムでは、住民票等の申請手続きができます。

（受け取りは住民課窓口又は出張所窓口での受け取りとなります。）

○ 手数料

- ・500 円

○ 受付窓口（住基カード・公的個人認証）

- ・受付窓口：住民課 村民室
- ・電 話：099-222-2101
- ・受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（平日のみ）
- ・休 日：土、日、祝日及び年末年始

ー としま会館の取壊しが行われましたー



これまでたくさんの島民・学生を受け入れ、利用されてきた「としま会館」ですが、建物の老朽化に伴い営業を終了し、先日取壊しが行われました。

ー長い間ありがとうございましたー

▽写真はとしま会館跡地

車両系建設機械運転技術講習の案内について

バックホー等の機体重量が3トン以上の建設機械で動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要となる講習です。

※昨年度、事業で導入した0.2㎡バックホーは、上記の講習の対象となります。

詳細については、「出張所に備えてある安全衛生教育のご案内」もしくは、「鹿児島県労働基準協会」のホームページをご覧ください。

講習日程 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)実施分 受付期間

定員

免全 講習日 平成24年4月16日(四)～4月17日(金) 30名
講習日 平成24年4月16日(四)～4月20日(金) 30名
受付日 平成24年3月19日(四)～3月23日(金)

免全 講習日 平成24年5月14日(四)～5月15日(金) 30名
講習日 平成24年5月14日(四)～5月18日(金) 30名
受付日 平成24年4月16日(四)～4月20日(金)

免全 講習日 平成24年6月25日(四)～6月26日(金) 30名
講習日 平成24年6月25日(四)～6月29日(金) 30名
受付日 平成24年5月28日(四)～6月1日(金)

免全 講習日 平成24年7月30日(四)～7月31日(金) 30名
講習日 平成24年7月30日(四)～8月3日(金) 30名
受付日 平成24年7月2日(四)～7月6日(金)

免全 講習日 平成24年8月27日(四)～8月28日(金) 30名
講習日 平成24年8月27日(四)～8月31日(金) 30名
受付日 平成24年7月30日(四)～8月3日(金)

免全 講習日 平成24年9月24日(四)～9月25日(金) 30名
講習日 平成24年9月24日(四)～9月28日(金) 30名
受付日 平成24年8月27日(四)～8月31日(金)

免全 講習日 平成24年11月26日(四)～11月27日(金) 30名
講習日 平成24年11月26日(四)～11月30日(金) 30名
受付日 平成24年10月29日(四)～11月2日(金)

免全 講習日 平成25年1月21日(四)～1月22日(金) 30名
講習日 平成25年1月21日(四)～1月25日(金) 30名
受付日 平成24年12月10日(四)～12月14日(金)

免全 講習日 平成25年2月25日(四)～2月26日(金) 30名
講習日 平成25年2月25日(四)～3月1日(金) 30名
受付日 平成25年1月28日(四)～2月1日(金)

鹿屋市実施分

[当協会鹿屋支部(鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-10-9055)で受け付け]

免全 講習日 平成24年4月9日(四)～4月10日(金) 30名
講習日 平成24年4月9日(四)～4月13日(金) 30名
受付日 平成24年3月5日(四)～3月7日(金)

西之表市実施分

[当協会種子島支部 西之表市西之表16,388 TEL0997-22-2736)で受け付け]

免全 講習日 平成24年5月28日(四)～5月29日(金) 10名
講習日 平成24年5月28日(四)～6月1日(金) 20名
受付日 平成24年4月23日(四)～4月27日(金)

表示例: **免** 科目免除受講者コース

全 全科目受講者コース

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 整地・運搬・積込み用機械 | 2. 掘削用機械 |
| ●ブルドーザー | ●パワーショベル |
| ●モーター・グレーダー | ●ドラグ・ショベル |
| ●トラクターショベル | ●ドラグライン |
| ●ザリ積機 | ●クラムシエル |
| ●スクレーパー | ●バケット掘削機 |
| ●スクレーブ・ドーザー | ●トレンチャー |

受講対象者 満18才以上の方

※18歳未満の方は事前にご相談下さい。

受講料・テキスト代 (税込み会費全額)

●全科目受講者

- ・会員事業所⇒61,200円
- ・一般事業所⇒62,200円

●科目免除者

- ・会員事業所⇒34,950円
- ・一般事業所⇒35,950円

内訳

- ・全科目受講者受講料⇒60,900円
- ・科目免除者受講料⇒34,650円
- ・テキスト代 会員⇒300円
- ・一般⇒1,300円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。

(詳しくは、28ページ受講手続案内を参照)

科目免除者

次のいずれか一つに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。

- 大型特殊自動車運転免許所持者
 - 不整地運搬車運転技能講習修了者
 - 小型車両系(整地等)運転特別教育修了者(下記の書類が必要です)
- (①小型車両系(整地等)運転特別教育修了証写し
②普通自動車運転免許証写し
③受講資格証明書(3ヶ月以上の小型車両系運転業務従事証明)
(申込書裏面))

講習内容

- 学科※(1)走行に関する装置の構造及び取り扱いの知識(4時間)
(2)作業に関する装置の構造及び取り扱い作業方法の知識(5時間)
(3)運転に必要な一般知識(3時間)
(4)関係法令(1時間)
(5)学科修了試験(1時間)

- 実技※(1)走行の操作(20時間)
(2)作業装置の操作(5時間)
(3)実技修了試験

※印が免除申請により免除される科目です。

修了証

所定の講習科目を受講し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

建設教育訓練助成金

助成金を利用できる講習です。申請書は講習当日配布します。詳しくは26ページの「助成金の手引き」をご覧ください。



鹿児島市東部のトラクターショベル(タイヤ式) ブルドーザーによる押土作業 バックホー(0.25㎡)による掘削作業

繁忙期における鹿児島県内の窓口延長実施市町村に関するお知らせ

3月から4月は異動に伴い、鹿児島県内の窓口延長を実施している市町村の役所について、お知らせいたします。

異動の際にご利用ください。

情報提供 鹿児島市役所 市民課

※十島村では、時期・窓口訪問実績を鑑み、窓口対応は通常どおりとなっております。

市町村		実施場所		日程・時間			実施業務			
No.	市町村名	実施場所	場 所 数	日 程	平 日	土 日 曜	1	2	3	4
							住 民 異 動	戸 籍	印 鑑 登 録	証 明 発 行
1	鹿児島市	本庁 谷山支所	2	3/24～4/6	～19:00	8:30～17:15	○	預りのみ	○	住民票、印鑑証明、税証明
		鴨池・中央駅市民サ ービスステーション	2	毎日(水曜定休)	10:00～18:30(水曜日定休)		—	—	—	住民票、印鑑証明、税証明、 戸籍
2	霧島市	国分庁舎	1	3/24～4/5	～19:00	8:30～17:15	○	△ (注1)	○	住民票、印鑑証明、税証明、 (現在戸籍のみ)
		市民サービスセンター	1	毎日	10:00～19:00		—	—	○	住民票、印鑑証明、税証明、 戸籍(現在戸籍のみ)
3	鹿屋市	本庁	1	3/26～4/6	～19:00	8:30～17:15	○	預りのみ	○	住民票、印鑑証明、 税証明
4	薩摩川内市	本庁	1	3/27～4/5	～18:00	8:30～17:15	○	— (注)	○	(異動に関する) 住民票、印鑑証明
5	姶良市	本庁	1	3/26～4/6	～19:00	8:30～17:00	○	—	○	住民票、印鑑証明、税証明
6	日置市	本庁	1	3/24,25,31,4/1,7,8	—	8:30～17:00	○	預りのみ	○	住民票、印鑑、税、 戸籍
7	南さつま市	本庁	1	3/28～3/30,4/2～4/6	～19:15	—	○	預りのみ	○	住民票、印鑑証明、 税証明
8	いちき串木野市	串木野庁舎	1	3/24,3/25,3/31,4/1	—	8:30～17:00	○ (注)	預りのみ	○	住民票、印鑑証明、 戸籍
9	伊佐市	大口庁舎 菱刈庁舎	2	3/30,4/2,4/3	～19:15	—	○	△	○	住民票、印鑑証明、 税証明、戸籍
10	西之表市	本庁	1	3/29～4/3	～19:00	8:30～17:15	○	—	○	住民票、印鑑証明、 税証明、戸籍
11	長島町	本庁・指江庁舎	2	3/31,4/1	—	8:30～17:00	○	○	○	住民票、印鑑証明、 税証明
12	大崎町	本庁	1	毎週月曜日	～19:00	—	—	—	—	住民票、印鑑証明、 戸籍
		本庁・野方支所		3/26～4/6	～19:00	8:30～17:15	○	—	—	住民票、印鑑証明、 戸籍
13	宇検村	本庁	1	毎週水曜日	～18:00	—	○	○	○	住民票、印鑑証明、 税証明、戸籍
14	出水市	本庁・高尾野 野田支所	3	3/31, 4/1	—	8:30～17:15	○	○	○	住民票、印鑑証明、 戸籍
15	錦江町	本庁	1	毎週火曜日 (H24.4～6月の間)	～19:00	—	—	—	—	住民票、印鑑証明、 戸籍
【実施予定】										
15	湧水町	栗野庁舎 吉松庁舎	2	3/28～3/30,4/2～4/3	～18:15	—	○	預りのみ	○	住民票、印鑑証明、税証明
16	阿久根市	未定								

村営定期船

フェリーとしま

平成 24 年 3 月予定

鹿児島



十島村

名瀬

十島村航路対策室

TEL 099-222-2101

フェリーとしま

TEL 090-3022-4523



日曜	1木	2金	3土	4日	5月	6火	7水	8木	9金	10土	11日	12月	13火	14水	15木	16金	17土	18日	19月	20火	21水	22木	23金	24土	25日	26月	27火	28水	29木	30金	31土
予定		入出		入	出		入出		入出		入	出		入		出		入	出		入		出		入	出		入		出	
便区分		名瀬便 / 新			宝島便 / 碇泊		宝島便 / 碇泊		名瀬便 / 新			宝島便 / 碇泊				名瀬便 / 新			宝島便 / 碇泊				名瀬便 / 新			宝島便 / 碇泊				名瀬便 / 新	

遊休農地や耕作しない農地を貸していただけますか！

- 十島村が借り上げるもので、権利等の移動はありません。 ○借り上げ期間は、原則5年以上。
 ○借り上げ料金は、固定資産税相当額。 ○現地の農地調査後に借り上げの決定を行います。

【宝島で実際に遊休農地を開墾した実例】



※その他詳しいことは、担当まで御連絡ください。

十島村経済課 地域振興室 隈元・新納

TEL 099-222-2101

村の人口・世帯数 平成 24 年 2 月末現在

島名	男性	女性	人口	世帯
口之島	58	61	119	83
中之島	74	61	135	85
平島	35	29	64	38
諏訪之瀬島	34	24	58	31
悪石島	27	31	58	33
小宝島	30	31	61	32
宝島	63	54	117	70
合計	321	291	612	372

日高 タエさん (日高 ミネ子さん)

岩下 信夫さん (岩下 憲雄さん)

日高 淳さん (日高 藤子さん)

日高 マンエさん (日高 貞徳さん)

日高 フジエさん (日高 久和さん)

松田 タヨさん (松田 清徳さん)

※() は亡くなられた方

次の方から香典返しとして社会福祉協議会に寄付がありました。謹んでお悔やみ申し上げます。

「香典返し」